



■ 労働司法制度改革、第1期スタート

2019年5月2日に施行された改正労働法により、メキシコの労働司法制度が大きく変更されました。その実施においては、メキシコ全州を3つグループに分け、時期をずらして段階的に開始していくこととされていましたが、その第1期が11月18日に開始されます。対象となる地域は、当初予定されていた10州から数が減り、カンパチェ州、チアパス州、ドゥランゴ州、メキシコ州、サンルイスポトシ州、タバスコ州、サカテカス州、イダルゴ州の8州となります。なお、イダルゴ州は、導入を2段階に分けており、11月18日からは連邦レベルでのみ新体制が開始され、2021年に地方レベルでの業務を開始する予定としています。

これらの州には、連邦調停労働登録センター(Centro Federal de Conciliación y Registro Laboral)の支局が置かれることとなり、これまで連邦または地方の労働調停仲裁委員会(Juntas de Arbitraje y Conciliación)が担ってきた労働組合や労働協約等の登録業務が移管されます。また、労働調停仲裁委員会が担っていた労働紛争の解決についても、新設された調停センター及び労働裁判所に移管されることとなり、係争中の案件を除く新規の労働紛争については、新設の機関で担うこととなります。

2019年の労働法改正により、これまで調停仲裁により解決が図られていた労働紛争は、原則、第一段階として調停センターでの調停、第2段階として労働裁判所による裁判によって解決を図ることとなりました。ただし、以下に関連する事案は、調停を経ることなく、労働裁判所での裁判による解決を図ることとなります。

- (1) 妊娠を理由とした雇用や就業に関する差別、性別、性的指向、人種、宗教、民族的出身などによる差別や嫌がらせ
- (2) 死亡した場合の受益者の指名
- (3) 労災、出産、病気、障害、育児に関する社会保障の利益
- (4) 団結の自由、団体交渉権の保障、労働者の人身売買や強制労働、児童労働に関連する基本的権利と公共の自由の保護
- (5) 労働協約の所有権をめぐる紛争
- (6) 労働組合同約やその修正への異議申立

今年10月の時点の情報に基づくと、今後、アグアスカリエンテス、グアナファト、ケタロを含む13州が第2期として2021年10月に、メキシコシティなど残る11州が第3期として2022年5月に開始される予定です。



第2期: アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケタロ州、ベラクルス州、プエブラ州、トラスカラ州、モレロス州、コリマ州、ゲレロ州、オアハカ州、バハカリフォルニア州、バハカリホルニアスル州、キンタナロー州

第3期: メキシコシティ、ソノラ州、チワワ州、コアウイラ州、ヌエボレオン州、タマウリパス州、シナロア州、ナジャリット州、ハリスコ州、ミチョアカン州、ユカタン州

図: <https://reformalaboral.stps.gob.mx/>

■10月の主な法律・規則等の改正・制定情報

公示日	施行日	法令・規則	
10月1日	10月1日	Acuerdo por el que la Secretaría de Economía emite reglas y criterios de carácter general en materia de Comercio Exterior	改正
10月8日	10月8日	Guía para el Inicio de Investigaciones por Prácticas Monopólicas y Concentraciones Ilícitas.	制定
10月8日	10月8日	Guía para Tramitar el Procedimiento de Investigación por Prácticas Monopólicas Relativas o Concentraciones Ilícitas.	制定
10月8日	10月8日	Guía para Tramitar el Procedimiento de Investigación por Prácticas Monopólicas Absolutas.	制定
10月21日	10月22日	Ley General de Bienes Nacionales	改正
10月21日	10月22日	Ley del Seguro Social.	改正
10月22日	10月23日	Tarifa de la Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación	改正
10月26日	10月27日	Reglas Generales de Comercio Exterior para 2020 y sus anexos 1, 1-A, 19, 22 y 26.	改正

■ご案内

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染防止のため、弊事務所では、引き続き、全従業員の在宅勤務を行っております。そのため、メールまたは担当津村までお電話にてご連絡いただけますと幸いです。

年末も近づき、来年度の事業計画なども検討され始めたころではないでしょうか。固定費圧縮の一つとして、法律顧問料の見直しはいかがでしょうか。

例えば…

- ・毎月顧問料を払っているけど、実際に相談する案件はあまりない
- ・いつでも相談できる状態は保ちたいが、月々の支出を抑えたい

といった方、個々のご事情に沿った顧問契約を承りますので、お気軽にお問合せください。

弊事務所は顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

- ・法律顧問契約を解約した、顧問先がない
- ・人員削減のため手が回らない
- ・法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc. …

といった方、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っておりますので、お気軽にお問合せください。

また、法人のお客様に限らず、個人のお客様にも対応しております。不動産購入、賃貸借トラブル、ビザ手続、証明書申請の代行など、ご不安なことがありましたらご相談ください。



TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)

Address

Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección,
Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de
México, México.

Contact



(+52) 55-5464-2616



info@tnygroup.biz



<https://www.tny-mexico.com>